

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業者選定審査委員会要綱

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施される岡崎市阿知和地区工業団地造成事業における、事業者を選定する場合の選定基準の策定及び事業者の選定に関する必要な事項の審査のため、岡崎市附属機関設置条例第2条第4項の規定により、同条例別表第4の事業者等の選定に係る委員会として、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員長)

第2条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
 - 3 前項の出席には、オンラインその他必要と認められる方法を含むものとする。

(関係者等の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見の聴取、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の責務)

- 第5条 委員は、公正かつ公平に職務を遂行しなければならない。
- 2 委員は、直接又は間接を問わず、事業に係る応募に関与してはならない。

(秘密の保持)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を岡崎市総合政策部地域創生課に置き、委員会の庶務を処理する。

2 市が委託したアドバイザー等は、委員会の事務局に参加する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

1 この要綱は、令和3年4月5日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催する会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。